

8 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団

1 法人の概要

(平成20年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 山崎 奉戴	県所管部課名	エネルギー総合対策局 原子力立地対策課
設立年月日	平成元年3月20日	基本財産	10,000千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	青森県	10,000千円	100.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤
	理事	17名	1名
	監事	3名	0名
	職員数	4名	3名
			県派遣2名
業務内容	むつ小川原地域をはじめとした県内各地における産業振興及び地域振興の取組に対する必要な資金の助成等		
経営状況 (平成19年度)	当期収入 6,172,146千円 当期支出 6,139,058千円 (うち事業費 824,089千円) 当期収支差額 33,088千円 当期正味財産増減額 82,938千円	(その他参考) 収入及び支出の中には、運用財産としている短期借入金収入(利息は日本原燃(株)が負担)及びその返済のための短期借入金返済支出の5,000,000千円がそれぞれ含まれている。	

2 沿革

原子燃料サイクル施設の立地を契機として、むつ小川原開発地域等のより一層の地域振興・産業振興の具体化を地域ぐるみで推進することが重要な課題であった。

このため、地域づくり・産業づくりに係る調査研究及びプロジェクトの実施並びに産業活動の強化・安定のための必要な支援等を行うことにより、むつ小川原開発地域等における地域振興及び産業振興を図り、もって県民全体の生活の安定と向上に寄与することを目的として、平成元年3月20日、当法人が設立された。

なお、設立に当たっては、電気事業者からの寄付金を前提として、県の全額出捐により設立されており、基本的に当法人の事業は基本財産1千万円(県出捐金)、基金50億円(電気事業連合会からの寄付金)、借入金50億円(利息は日本原燃(株)負担)の財産運用から生ずる果実により実施されている。

3 課題と点検評価

平成19年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

(1) 事業の選択と助成の集中の推進

当法人が実施している「地域・産業振興プロジェクト支援事業」(以下「プロジェクト支援事業」という。)については、平成19年度実施事業から、助成事業の件数を絞り込み、助成金額の上限(200万円)を廃止して、より効果が期待できると考えられる事業に重点的に助成を行うこととしたところであるが、より効果的な助成事業の実施のためには、事業の選択と助成の集中を進めるとともに助成事業の成果を検証していくことが重要と考えられたことから、平成19年度の報告書では、「今後は、各助成事業の実績把握及び成果の検証を十分に行い、より効果的な助成事業の実

施に努めていく必要がある」ことを提言していた。

この点について、当法人からは、平成19年度はプロジェクト支援事業の助成事業の件数を絞り込み、「雇用の確保」及び「起業化」に結び付くと期待される事業に対して重点的に助成を行ったこと、これに伴い、イベント事業及びこれまで長期にわたり支援してきた事業について、外部委員会であるプロジェクト支援事業検討委員会の意見も踏まえ、相当数の支援を見送ったことが説明された。また、各助成事業の実績把握については、実績報告書に経費の詳細を記載させるとともに領収書等や写真の添付を義務付けて確認していること、成果の検証については、主に産業振興のウエイトが高く、平成18年度までの助成金額の上限である200万円を超える助成を行った事業を中心に、中間時点において、現地調査を実施するなど、進捗状況の把握に努め、必要な助言を行っていること、さらに、過去に実施した事業についても、効果等を検証し、効果が低いと認められる場合には原因の洗い出しや効果を高めるための助言を行うこととしていることについて説明がなされた。

当委員会としては、このような当法人の取組を評価するものであり、今後も引き続き、事業の選択と助成の集中を進めることを望むものである。また、事業の選択と助成の集中を進めるにあたっては、申請しても採択されない事業が増えていくことも考えられるので、事業の審査基準を明確にするとともに審査過程を透明化することにより、審査の公平性を示す必要がある。

(2) 他団体との協調・連携

当委員会においては、当法人が助成を行うにあたって、他の支援を行う団体と連携・役割分担し、他団体が持つ情報や専門性を活用して、助成事業に対して一貫した支援を各段階において行うことができれば、当該助成事業を確実にステップアップさせていくことが可能となるのではないかと期待されることから、「他団体との協調・連携の必要性」について提言を行ってきたところである。平成19年度の点検評価において、当法人においては、財団法人21あおもり産業総合支援センター及び県の地域県民局との連携を図っていることが確認されたが、さらに連携の幅を広げることが望ましいと判断されたことから、平成19年度の報告書では、「今後は、連携の幅を広げ、産学界とも情報交換を積極的に行うとともに、関係組織・団体との連絡会議の設置等についても引き続き検討する必要がある」ことを提言していた。

この点について、当法人からは、これまでの取組に加えて、産学連携に取り組んでいる県内の各大学及び県の農林総合研究センターにおいてプロジェクト支援事業の説明を行い、協調・連携の可能性を探っていることが説明された。

他団体との協調・連携については、対象を広げることにより、幅広い分野における助成事業の掘り起こしが期待されることから、今後も取組を進める必要がある。

(3) 当法人のあり方の検討

当法人の組織体制は、常勤役員である理事長及び常勤職員3名（うち県派遣職員2名）のみであることから、平成19年度の報告書では、「当法人がより効果的な助成事業を実施していくためには、助成事業の掘り起こし、助成事業実施期間中のフォローアップ、助成成果の検証を十分に実施することが必要と考えるが、当法人のみでそれらを十分に実施することは困難であると思われるので、当法人のあり方については、他団体との統合を一定の視野に入れ、引き続き所管課及び関係団体と検討を進めていく必要がある」ことを提言していた。

この点について、当法人からは、財団法人21あおもり産業総合支援センターとのプロパー職員の人事交流を平成19年度に試行的に行ったこと、当法人のあり方については、新公益法人制度の施行も踏まえ、引き続き検討を進めていくことについて説明がなされた。

今後は、当法人がより効果的な助成事業を実施していくためにはどのような体制が望ましいのかについて、検討を進める必要がある。特に、財団法人21あおもり産業総合支援センターに関しては、産業振興の事業を行っているという点では、当法人と方向性が同一であることから、当法人の

あり方については、両法人の実施事業を互いに補完し合うことができるよう業務連携を進めつつ、財団法人21あもり産業総合支援センターとの統合を一定の視野に入れ、引き続き所管課及び関係団体と検討を進めていく必要がある。

(4) 財産運用に係る体制の整備

当法人の経営は、そのほとんどが運用財産(100億円)の利息収入並びに電気事業連合会及び日本原燃(株)からの寄付金により行われており、当法人は、事業及び法人運営に必要な財源を確保するため、金利変動の傾向を考慮しながら、基金を運用している長期国債の集約化や買換、定期預金の入札による切替を行うなど、運用財産の効率的な運用に努めてきたところであるが、平成19年度の点検評価において、国債買換の具体的な決定方法について確認したところ、当法人では資金運用に係る規程が整備されておらず、大手証券会社からのアドバイスを受けながら理事長と事務局長が協議し、買換を行う額やタイミングを判断して決定していることが確認され、財産運用に係る体制の整備が必要と認められたことから、平成19年度の報告書では、「体制の整備にあたっては、理事長(資産管理責任者)及び理事会の運用責任と権限、運用計画・運用実績等の報告に係る運用手続等を内容とする運用管理規程を速やかに整備するとともに、運用委員会の設置、専門家への運用の委託などについても検討する必要がある」ことを提言していた。

この点について、当法人からは、当委員会の提言を受けて、平成20年3月に「資金運用管理規程」を整備したこと、しかしながら、当該規程中にある「資金運用委員会」の構成等の具体的な運用部分については、未だ検討段階にあることが説明された。

当委員会としては、当法人が規程を速やかに整備した点については評価するものであるが、整備した規程の内容が、資金運用にあたっては元本回収の確実性の確保等を基本原則とすることや、資金運用は預金及び有価証券(国債及び地方債)によって行うこと、有価証券(国債及び地方債)は満期償還日までの保有を原則とすることなど、最低限の部分のみを定めた非常に大まかなものとなっており、また、当該規程中にある「資金運用委員会」の構成等の具体的な運用部分が定まっていないことから、当法人の財産運用に係る体制の整備については、まだ不十分な状況にあると考えるものである。今後は、「資金運用委員会」の構成等の具体的な運用部分について早期に決定するとともに、必要に応じて当該規程の内容についての見直しを行うなど、当該規程を実効性あるものとし、財産運用に係る体制の整備に努める必要がある。